〃	三十億円	〃	九十九円八十五銭		
〃	第十四回	二億円	百円五銭		
〃	〃	三十億円	百円七銭		
〃	〃	四十億円	百円十一銭		
〃	第十五回	三億円	九十九円九十四銭		
〃	〃	十億円	九十九円九十五銭		
〃	第十六回	三十億円	九十九円八十六銭		
〃	第十七回	一億円	九十九円四十五銭		
〃	第十八回	五億円	九十九円六十五銭		
〃	〃	十八億円	九十九円六十七銭		
〃	〃	一億円	九十九円六十八銭		
〃	〃	二億円	九十九円六十九銭		
〃	第十九回	十億円	百円二十五銭		
〃	〃	四十二億円	百円二十七銭		
〃	第二十回	十億円	百一円一銭		
〃	〃	二十億円	百一円五銭		
〃	〃	一億円	百一円八銭		
〃	第二十一回	四十億円	百一円四十一銭		
〃	〃	十億円	百一円四十九銭		
〃	第二十二回	二十八億円	百二円二十三銭		
〃	〃	二十七億円	百二円二十五銭		
〃	〃	三十二億円	百二円三十四銭		
〃	第二十三回	五十億円	百一円九十三銭		
〃	〃	五十億円	百一円九十四銭		
〃	〃	三十億円	百二円		
〃	〃	三十億円	百二円四銭		
〃	第二十四回	五億円	百二円二十三銭		

○厚生労働省告示第三百九十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

〃	三億円	〃	百二円二十五銭		
〃	第二十五回	二億円	百一円二十銭		
〃	〃	八億円	百一円二十四銭		
〃	〃	十三億円	百一円二十九銭		
〃	第二十六回	二十億円	百円六十八銭		
〃	〃	二十億円	百円七十銭		
〃	〃	十六億円	百円七十三銭		
〃	第二十八回	十億円	九十九円三十銭		
〃	〃	十一億円	九十九円三十四銭		
〃	第二十九回	十六億円	九十九円四銭		
〃	第三十回	五十億円	九十八円八十五銭		
〃	〃	十七億円	九十八円八十七銭		
〃	第三十二回	三十二億円	九十八円五十二銭		
〃	〃	二十二億円	九十八円五十五銭		
〃	第三十三回	二十五億円	九十八円五十銭		
〃	〃	十億円	九十八円五十一銭		
〃	第三十五回	十億円	九十八円六十銭		
〃	第四十四回	一億円	百三円七銭		
〃	〃	五十億円	百三円十銭		
〃	〃	五十五億円	百三円十一銭		
〃	〃	十億円	百三円十四銭		
〃	合計	一千三百十一億円	百三円十八銭		